

民事裁判例から見る転倒事故の施設類型別の特徴と施設管理者の責任

FEATURE OF FALL ACCIDENTS BY FACILITY TYPE, AND RESPONSIBILITY OF FACILITY MANAGER, IN CIVIL TRIALS

中嶋洋介 — * 1 山本俊哉 — * 2

Yosuke NAKASHIMA — * 1 Toshiya YAMAMOTO — * 2

キーワード:

高齢者, 損害賠償, 民法, 瑕疵, 補修, 清掃

Keywords:

Elderly, Damages Compensation, Civil Code, Facility Management Defect, Repair Work, Cleaning Work

Through collecting and analyzing civil cases of fall accidents from 2000 to 2017, the fact that the judgment which the facility managers were liable for fall accidents due to the facility defects had occupied the majority was found. And the study of the causes of falls by facility type revealed that “slip” occupied for about 70% in the commercial facilities, “stumbling” occupied majority in the road facilities, “slip” and “step off” occupied 50% in the public facilities, and “stumbling” occupied 100% in the common space of the residential facilities.

1. 研究の背景と目的

超高齢社会を迎えた日本社会では、要介護高齢者の人口の増加に伴う社会保障費の負担が重くなっており、高齢者が要介護状態になる前の予防や防止が重要かつ喫緊の課題になっている。厚生労働省の不慮の事故統計によれば、転倒事故による死者数は交通事故のそれより多く、その大半が高齢者である。しかもそのほとんどが日常生活での事故であることから、多くの市町村において高齢者の転倒防止のための筋力強化トレーニングや注意喚起が進められている。しかしながら、転倒事故の原因は、施設の設置・管理の瑕疵にあるとされて、施設管理者の責任が問われる場合がある。

住宅での転倒予防・防止は、古瀬ら¹⁾や加藤ら²⁾などの先行研究を通して、階段における手摺設置の義務化や取付け強度の定量評価が進んだが、近年は高齢化の進展に伴う転倒事故が多発しており、今枝ら³⁾が救急搬送データ分析から住宅における転倒事故の特徴を明らかにしている。高齢者施設については、古くは金ら⁴⁾がデータをもとに床での転倒事故が最も多いことを示し、最近では三浦⁵⁾が床の構造が原因で転倒事故の骨折率が高くなっていることを明らかにしているが、転倒事故の事故調査データの統計が十分に整備されていないことから、事故調査データに基づく研究はあまり進んでいない状況にある。

砺波ら⁶⁾がアンケートに基づいて指摘しているように、建物内で起きた転倒事故などの責任は自分の不注意にあると考える傾向がある一方、民事裁判では施設管理者の責任が問われるケースが少なからず見られる。刑事裁判では捜査当局に証拠などを強制的に集める権限を与えているが、民事裁判では当事者の陳述と提出される証拠に基づいて証拠調べが行われている。また、刑事裁判の実況見分とは立証のハードルに違いがあるものの、民事裁判でも判決を言い渡すために実況見分がなされ、より確からしい事実を探し出す努力がなされている。

転倒事故に関する施設管理者の責任については、辻岡ら⁷⁾が、建設

技術者が把握すべき民法上の責任概念を考察し、望月⁸⁾が民事裁判例をもとに紛争事例の動向を明らかにしている。また、岡村⁹⁾が病院における転倒事故の法的責任について論じているが、個別的に事案を扱っており、転倒事故の原因となった施設の瑕疵について民事裁判でどのように扱われてきたかを包括的に捉え、施設管理者の責任について明らかにした研究は見られない。

そこで、本研究は、高齢者の転倒事故に着目しつつ、損害賠償請求の民事裁判例における転倒事故の事故態様、施設設置・管理の瑕疵の有無、被災者の不注意の有無などを施設類型別に整理し、施設管理者に問われた責任を明らかにすることを目的とする。

2. 研究の対象と方法

本研究は、2000年から2017年までの18年間に判決が下された転倒事故の損害賠償請求の民事裁判例のうち、被害者と施設管理者以外の責任が問われた転倒事故、言い換えれば、医療介護者や児童の保護責任者の責任が問われた医療介護施設や学校施設での転倒事故を除く、全38件を対象とする。

このうち、道路施設における案件は一般財団法人道路新産業開発機構の訴訟事例(Web情報)において公開されており、それ以外の建物施設の案件はTKC法律情報データベース(Westlaw Japan)において公開されていることから、それらの情報を整理・分析した。

整理・分析にあたっては、東京消防庁の救急搬送データの報告書で使用されている施設類型を参考に、対象施設を商業施設・道路施設・公共公益施設・住宅施設・医療介護施設に分類し、民事裁判例から転倒事故の発生場所、被害者の属性、施設管理者の種類を把握した上で、裁判所による転倒事故の判決と判決理由を整理した。すなわち、判決理由からは、どこでどのように起きたかの事故態様、転倒パターンと転倒事故の起因物などを読み取り、判決文からは、施設管理者の責任と法令違反の有無、原告の過失の有無、過失割合を把握・整理した。

¹⁾ 明治大学大学院理工学研究科新領域創造専攻 博士後期課程 (〒164-8525 東京都中野区中野 4-21-1)

²⁾ 明治大学理工学部建築学科 教授・博士(学術)

¹⁾ Doctor Course, Graduate School of Frontier Innovation, Meiji Univ.

²⁾ Prof., Dept. of Architecture, Meiji Univ. Ph.D.

3. 転倒事故に関する損害賠償請求の認容率と事故の態様

3.1 転倒事故の損害賠償請求の根拠法と判決類型

転倒事故の損害賠償請求の裁判では、事故の起きた施設の設置・管理の瑕疵の有無、原告のヒューマンエラー等の過失の有無を裁判所が実況見分などの調査、審理を通じて事実を認定し、判決を下すが、その根拠になるのは民法第709条、同第717条、国家賠償法2条1項などの不法行為法であり、建築基準法、同施行令、東京都条例なども根拠となる場合が見られた。

判決には、認容判決、一部認容判決、棄却判決の3類型がある。認容判決は、施設の設置・管理に瑕疵があり、原告には過失がなかったと判断して、裁判官が損害賠償額を査定して施設管理者に支払いを命じる判決である。一部認容判決は、施設の設置・管理に瑕疵があり、原告にも過失があったと判断して、民法第722条の過失相殺条項を適用し、裁判官が査定した損害賠償額から原告の過失相当分を減額した賠償額の支払いを施設管理者に命じる判決である。棄却判決は、施設の設置・管理のいずれにも瑕疵がなく、施設管理者に責任はないと判断して、原告の損害賠償請求を認めない判決である。

3.2 転倒事故に関する損害賠償請求の認容率

本研究が対象とした民事裁判例38件のうち、4件が認容判決、17件が一部認容判決、17件が棄却判決であった。

認容率とは訴訟件数(民事裁判例件数)に占める認容件数と一部認容件数の合計件数の割合であり、表1に示すとおり民事裁判例38件に対する認容率は55%となる。認容率が持つ意味は、訴訟件数のうち施設の設置・管理の瑕疵により原告の損害賠償請求が認められた割合を示すことにある。

施設類型別に見ると、最も訴訟件数が多かったのは商業施設18件、次いで道路施設7件、公共公益施設5件と続いたが、認容率はいずれの施設類型を見ても50~60%の間であった。

表1 転倒事故に関する損害賠償請求の認容率

施設類型	判決類型			訴訟件数	認容率
	認容件数	一部認容件数	棄却件数		
商業施設	1件	9件	8件	18件	55%
道路施設	0件	4件	3件	7件	57%
公共公益施設	1件	2件	2件	5件	60%
住宅施設	0件	2件	2件	4件	50%
医療介護施設	2件	0件	2件	4件	50%
合計	4件	17件	17件	38件	55%

3.3 施設類型別の転倒事故の事故態様(転倒パターン)

民事裁判例38件の転倒パターンは、表2に示すとおり、すべりとつまずきが14件と最も多く、踏み外しが5件、外力が3件であった。不明の2件は、原告の陳述に疑義があるもの(公共公益施設)、原告に事故態様の記憶がないもの(医療介護施設)が各1件あった。

表2 施設類型別の転倒事故の事故態様(転倒パターン)

施設類型	すべり	つまずき	踏み外し	外力	不明	合計
商業施設	12件	3件	1件	2件	0件	18件
道路施設	0件	5件	2件	0件	0件	7件
公共公益施設	2件	0件	2件	0件	1件	5件
住宅施設	0件	4件	0件	0件	0件	4件
医療介護施設	0件	2件	0件	1件	1件	4件
合計	14件	14件	5件	3件	2件	38件

すべり事故の86%が商業施設で発生し、すべり事故が商業施設で起きた転倒事故の67%を占めていた。一方、つまずき事故は公共公益施設を除くすべての施設類型で発生しており、特に住宅施設と道路施設ではつまずき事故が大半を占めていた。

外力事故には、作動した自動ドアや防火扉に押されて転倒した2件と、狭い入口に殺到した来店客に押されて転倒した1件があった。

4. 高齢者に着目した施設類型別の転倒事故の特徴

4.1 施設類型別の転倒事故の特徴

(1) 商業施設の転倒事故の特徴

商業施設の転倒事故18件を転倒パターンで分けると、すべり12件、つまずき3件、踏み外し1件、外力2件であった。

建物7階の食堂街通路で起きた高齢者が転倒した事案No.1は、裁判所が実況見分により、床面の油污れなど施設管理に瑕疵があり、普段から清掃が十分でなく、原告には過失はなかったと事実認定して、民法第717条により2263万円の賠償を命じた認容判決であった。通路に落ちていたアイスクリームに滑って高齢者が転倒した事案No.4も、普段から清掃が不十分で施設管理に瑕疵があり、原告にも不注意があったとして863万円の賠償を命じた一部認容判決であった。これら2件を含めて7件のすべり事故では施設の設置・管理の瑕疵により施設管理者が責任を問われた。

また、スーパーが通路への車の進入を防止するために設置したバリケードの鉄パイプに来店客がつまずいて転倒した事案No.7では、仮設のバリケードも民法717条の「土地工作物」であり、施設の設置・管理に瑕疵があったとして、スーパーの施設管理責任を問われた。レストランの自動ドアに押されて高齢者が転倒した事案No.2では、店舗施設の設置・管理に瑕疵があったとしてレストランの施設管理責任を問われた。

このように商業施設で起きた転倒事故の各事案について、裁判所は実況見分、審理を通じて、施設の設置・管理の瑕疵を判断して事実を認定し、施設管理者の責任を問い、責任がなければ原告の損害賠償請求を棄却する判決としていた。

(2) 道路施設の転倒事故の特徴

道路施設の転倒事故7件を転倒パターンで分けると、つまずき5件、踏み外し2件であった。

歩道中央部の鉄蓋が約4cm浮き上がった段差につまずいて転倒した事案No.19では、一審では道路管理者が予算も要員もない状況での保守管理は無理だと主張したが、保全管理の瑕疵、道路管理者の責任を問われて認容判決となり、二審では原告にも過失があったとして過失相殺し、約800万円の賠償を命じる一部認容判決となった。駅前のバス乗降場付近の道路にできた窪みにつまずいて転倒した事案No.22では、道路管理者が速やかに補修すべきであったとして一部認容判決となった。

一方、原告が近くの横断歩道を渡らずに道路を横断して、容易に見分けられる駒止めにつまずいた事案No.23、園児を引率中に後ろ向き歩行をしていて段差を踏外した事案No.25などでは、裁判所は実況見分と審理を通じて事実を認定し、施設管理者に施設の設置・管理に瑕疵がなかったこと、原告に不注意以上の過失があったことなどを明らかにして、損害賠償請求を認めない棄却判決としていた。

表3 施設類型別・判決類型別 転倒事故の民事裁判例の事故態様・原因と施設管理者の責任 (2000年~2017年判決ベース)

案件番号	施設類型別 転倒事故の 発生場所	被害者 (原告)	施設管理者 (被告)	裁判所による転倒事故の事実認定			裁判所による転倒事故の判決							
				転倒事故の事故態様 事故がどこで、どのようにして 起きたか	転倒 パターン	起因物と原因	施設管理者(被告)の責任 設置 管理 法令違反の有無	原告 過失の有無	判決類型	過失割合 被告 原告	判決年月日 事件番号			
※責任あり: ●、責任なし: ○														
商業施設(店舗、温浴、遊戯施設等)														
1	ビル階 飲食店街の通路	歩行者・女・83歳	貸しビル業者	歩行者が飲食店街通路の床面の油污れ滑って転倒	すべり	通路床面の油污れ	●	●	管理に瑕疵 民法第717条違反	●	認容 2263万円	100%	0%	一審東京地裁H13年11月27日・2001平成12年(ワ)第2052号
2	レストラン出入口の自動扉	来店客・女・65歳 歩行難	レストラン	介添えないで店を出ようとして、安全装置のない自動ドアに圧され転倒	外力(押す力)	安全装置のない自動扉	●	●	設置・管理に瑕疵 民法第717条違反	●	一部認容 222万円	30%	70%	一審東京地裁H13年12月27日・2001平成9年(ワ)第21352号
3	コンビニ店内の床	来店客・女・22歳	コンビニ店・フランチャイザー	両手に牛牛乳を持っていた客が水濡れが残った床に滑って転倒	すべり	店舗の床に残った水濡れ	●	●	管理に瑕疵 民法第709条違反	●	一部認容 115万円	50%	50%	一審大阪高裁H13年7月31日・2001平成12年(ホ)第4041号
4	アイス売場前の通路	来店客・女・71歳	ショッピングセンター	売場通路の床にこぼれていたアイスが濡れに気付かず滑って転倒	すべり	放置された落ちたアイス	●	●	管理に瑕疵 民法第709条違反	●	一部認容 863万円	80%	20%	一審岡山地裁H25年3月14日・2013平成23年(ワ)第1389号
5	酒類売り場の通路	来店客・性別不詳・57歳	ショッピングセンター	来店客が売場の床にこぼれていた日本酒に気付かず滑って転倒	すべり	放置された床にこぼれた酒	●	●	管理に瑕疵 民法第709条違反	●	一部認容 46万円**	70%	30%	一審東京地裁H26年3月14日・2014平成24年(ワ)第7933号
6	銀行出入口の玄関マット	来店客・女・57歳	銀行店舗	両手・肩に荷物を持った女性来店客が玄関マットで滑って転倒	すべり	玄関マットの整備不良	●	●	管理に瑕疵 民法第709条違反	●	一部認容 92万円	60%	40%	一審東京高裁H26年3月13日・2014平成25年(ホ)第617号
7	スーパー出入口への通路	来店客・女・年齢不詳	スーパーマーケット	スーパーの通路で、車止めのバリケードに横渡りされた鉄パイプに踏いて転倒	つまずき	横渡りされた鉄パイプ	●	●	設置・管理に瑕疵 民法第717条違反	●	一部認容 64万円	30%	70%	一審名古屋高裁H14年8月2日・2002平成13年(ホ)第940号
8	店舗入口への雨のスロープ	店舗管理者・男・50歳代	ショッピングセンター	原告の不注意で、店舗入口の雨に濡れたタイルのスロープ(勾配12%超え)を小走りして、滑って転倒	すべり	スロープ、雨濡れのタイル	●	●	設置・管理に瑕疵 民法第717条違反 東京都条例違反	●	一部認容 519万円	25%	75%	一審東京高裁H24年6月12日・2012平成23年(ワ)第349号
9	遊技場入場用の通路	来店客・男・50歳前後	スロットマシンの遊技場	狭い入口に一人で入ろうとした来店客が足元から圧されて転倒	外力(押す力)	安全配慮意識の欠如	●	●	管理に瑕疵 民法第709条違反	●	一部認容 118万円	40%	60%	一審岡山地裁倉敷支部H14年9月5日・2002平成13年(ワ)第116号
10	浴場の御影石製階段	常連宿泊客・男・61歳	ホテル	手摺も警告表示もない滑り易い御影石の階段で、常連客が転倒	すべり	滑りやすい御影石の階段	●	●	設置・管理に瑕疵 民法第717条違反	●	一部認容 54万円	60%	40%	一審福岡地裁H23年3月4日・2011平成22年(ワ)第101号
11	開業前の飲食店の屋外階段	来訪客・女・55歳	建物所有者・建物占有者	両手に荷物持ち、屋外の濡れた階段で足を滑らせ、前向きに転倒	すべり	屋外階段の濡れた段	●	○	瑕疵なし(設置管理)法令違反なし	●	棄却	0%	100%	一審東京地裁H25年10月25日・2013平成23年(ワ)第5028号
12	雪の日のコンビニ店内	来店客・男・74歳	コンビニ店・フランチャイザー	雪の日に草履履きで来店、草履の雪を拭かず入店し滑って転倒	すべり	草履の裏に付着した雪	●	○	瑕疵なし(設置管理)法令違反なし	●	棄却	0%	100%	一審名古屋地裁H25年11月29日・2013平成24年(ワ)第3761号
13	店舗入口の道路との境界	来店客・女・61歳	ドラッグストア	入口の陳列棚を見て店に入ろうとして、道路との段差を見ないで転倒	つまずき	店舗入口床と道路との段差	●	○	瑕疵なし(設置管理)法令違反なし	●	棄却	0%	100%	一審東京地裁H25年7月18日・2013平成24年(ワ)第20169号
14	豆腐売場内の通路	来店客・女・38歳	スーパーマーケット	原告が豆腐の棚を見ながら歩いていて通路の水に滑って転倒	すべり	通路床に水濡れはなかった	●	○	瑕疵なし(設置管理)法令違反なし	●	棄却	0%	100%	一審名古屋地裁岡崎支部H22年12月22日・2010平成21年(ワ)第850号
15	店舗出入口の足拭きマット	来店客・性別不詳・63歳	家電量販店	マットと床の隙間につま先が挟まって、踏いて転倒したと陳述	つまずき	足拭きマットと床の隙間なし	●	○	瑕疵なし(設置管理)法令違反なし	●	棄却	0%	100%	一審東京地裁H27年4月23日・2015平成26年(ワ)第1028号
16	プラネタリウム会場通路	女子連れ客・年齢不詳	プラネタリウム運営会社	足元灯のある会場通路の階段を不注意で踏んで転倒したと陳述	踏み外し	薄暗い会場通路の階段	●	○	瑕疵なし(設置管理)法令違反なし	●	棄却	0%	100%	一審東京地裁H25年6月25日・2013平成23年(ワ)第41759号
17	民宿の浴室木製洗い場	宿泊客・男・年齢不詳	民宿旅館	浴室の洗い場に生えた苔に滑って転倒したと陳述、足元を見ず	すべり	足元を見ないで歩いたこと	●	○	瑕疵なし(設置管理)法令違反なし	●	棄却	0%	100%	一審名古屋地裁H14年10月30日・2002平成13年(ワ)第3227号
18	岩風呂から外に出る階段	入浴客・女・50歳代	浴場経営会社	岩風呂の階段の手摺がない側を歩いていて、足が滑って転倒	すべり	手摺がない側の階段	●	○	瑕疵なし(設置管理)法令違反なし	●	棄却	0%	100%	一審東京地裁H26年1月16日・2014平成24年(ワ)第32378号
※責任あり: ●、責任なし: ○														
道路施設														
19	歩道中央部の鉄蓋との段差	歩行者・女・55歳	地方公共団体(道路管理者)	原告の不注意で、歩道の中央部の鉄蓋の段差4cmに踏んで転倒	つまずき	歩道中央部の鉄蓋の段差	●	○	管理に瑕疵 国語法第2条違反	●	一部認容 約800万円	50%	50%	一審大阪高裁 H14年7月23日・2002平成24年(ワ)第574号
20	歩道の側溝の鉄蓋の隙間	歩行者・男・60歳	地方公共団体(道路管理者)	原告の不注意で、歩道の側溝の鉄蓋の隙間に足を踏み外し、転倒	踏み外し	歩道側溝の鉄蓋の隙間	●	○	管理に瑕疵 国語法第2条違反	●	一部認容 296万円	50%	50%	一審大阪地裁津田支部H22年2月26日・2010
21	階乗のコンクリート床板の歩道の段差	歩行者・女・年齢不詳	地方公共団体(道路管理者)	原告の不注意で、駅乗降コンクリート床板の段差に踏んで転倒	つまずき	歩道のコンクリート床板の段差	●	○	管理に瑕疵 国語法第2条違反	●	一部認容 約13万円	70%	30%	一審小浜簡易裁判所H26年2月12日・2014
22	駅のバス乗降場の道路	乗降客・女・年齢不詳	地方公共団体(道路管理者)	原告の不注意で、駅のバス乗降場付近の道路の窪みで転倒	つまずき	バス停の道路に窪み	●	○	管理に瑕疵 国語法第2条違反	●	一部認容 約30万円	70%	30%	一審松戸簡易裁判所 H26年10月23日・2014
23	道路上に設置された駒止め	歩行者・女・年齢不詳	地方公共団体(道路管理者)	原告が道路を横断して識別容易な駒止めを踏んで転倒	つまずき	道路に設置された駒止め	●	○	瑕疵なし(設置管理)法令違反なし	●	請求棄却	0%	100%	一審名古屋地裁 棄却H17年・2005三審最高裁最高H18年11月14日
24	車道の側溝蓋	運転客・男・年齢不詳	地方公共団体(道路管理者)	駐車して足元を注意せずに歩き、側溝蓋の段差に踏んで転倒	つまずき	車道の側溝蓋の段差	●	○	瑕疵なし(設置管理)法令違反なし	●	請求棄却	0%	100%	一審岐阜地裁 H19年11月12日・2007
25	歩道(県道)の段差	保育士・女・56歳	地方公共団体(道路管理者)	後ろ向き歩行で園児を引率中に、歩道の段差を踏み外して転倒	踏み外し	歩道の段差	●	○	瑕疵なし(設置管理)法令違反なし	●	請求棄却	0%	100%	一審横浜地裁 H20年3月28日・2008
※責任あり: ●、責任なし: ○														
公共施設														
26	中学校の結露した廊下	中学生・男・14歳	地方自治体 中学校	結露した廊下での滑り遊びを断った原告が転倒したと転倒	すべり	結露した廊下での滑り遊び	●	○	設置・管理に瑕疵 民法第717条違反	●	認容 4568万円	100%	0%	一審福岡高裁H25年12月05日・2013平成25年(ワ)第527号
27	保養所の客室の出入口の床との段差	常連宿泊客・女・85歳	地方自治体、保養所	客室の出入口に踏み合がなく、急いだ原告が縁を踏み外して転倒	踏み外し	部屋と廊下の大きな段差	●	○	設置・管理に瑕疵 民法第717条違反	●	一部認容 82万円	40%	60%	一審東京地裁H13年5月11日・2001平成12年(ワ)第9317号
28	庁舎玄関前の三段の階段	視覚障害者・男・57歳	国(合同庁舎)	白杖のない原告が点字ブロック、すべり止のシートのない階段で転倒	踏み外し	点字ブロックと白杖の欠如	●	○	設置・管理に瑕疵 民法第717条違反	●	一部認容 105万円	70%	30%	一審大阪地裁堺支部H16年12月22日・2004平成15年(ワ)第1596号
29	清拭工事中の駅の階段	通行人・女・年齢不詳	鉄道事業者	階段の工事のために転倒したと主張した日は工事はなかった	踏み外し	階段段板の溝(陳述に疑義)	●	○	瑕疵なし(設置管理)法令違反なし	●	棄却	0%	100%	一審東京地裁H26年7月14日・2014平成25年(ワ)第14674号
30	JR駅舎の屋外通路	通行人・男・44歳	広域市町村圏事務組合	原告がスニーカーで駅舎外の凍結した路面を歩き、滑って転倒	すべり	凍結路面とスニーカー	●	○	瑕疵なし(設置管理)法令違反なし	●	棄却	0%	100%	一審山形地裁H28年7月19日・2016平成26年(ワ)第287号
※責任あり: ●、責任なし: ○														
住宅施設														
31	賃貸マンションの共用階段の2階踊り場	住人・男・69歳	独立行政法人	共用階段をサンガラスをかけて箱を抱えて降り、踊り場の剥離した床に踏んで転倒	つまずき	マンション2階踊り場のコンクリートが剥離した床	●	○	管理に瑕疵 民法第717条違反	●	一部認容 37万円*	60%	40%	一審東京地裁H25年6月13日・2013平成23年(ワ)第17181号
32	共同住宅の屋外の犬走部	住人・男・44歳	建物管理会社	住人が夜間に集合住宅の犬走部を歩行中、補木鉢に踏んで転倒	つまずき	犬走部に置かれた補木鉢	●	○	管理に瑕疵 民法第709条違反	●	一部認容 92万円	60%	40%	一審東京地裁H25年5月1日・2013平成24年(ワ)第3732号
33	アパートの屋外の敷地内	住人・男・年齢不詳	アパートの家主	置石に踏んで転倒し、転倒したと主張する原告の主張が医師が否定	つまずき	敷地内に置かれた置石	●	○	瑕疵なし 民法第709条違反なし	●	棄却	0%	100%	一審東京地裁 H25年4月22日・2013平成24年(ワ)第2184号
34	共同住宅1階共用部のEV入口床面	住人・女・68歳	住宅管理組合	1階共用部前、緊急停止したエレベータと床の段差につまずいた	つまずき	エレベータと床の段差	●	○	瑕疵なし、旧施行令第129条の違反なし	●	棄却	0%	100%	一審東京地裁H24年11月15日・2012平成22年(ワ)第43192号
※責任あり: ●、責任なし: ○														
医療施設														
35	病院1階の防火扉	入院患者・女・71歳	病院	子供が把手に触れて防火扉が開閉し始め、原告が扉に圧され転倒	外力(押す力)	防火扉の動き、設計ミス	●	○	設置・管理に瑕疵 民法第717条違反	●	認容 2010万円	100%	0%	一審福島地裁倉吉支部H12年6月31日・2000平成10年(ワ)第135号
36	介護施設の排泄物処理場	入浴者・女・85歳	介護施設	施設の契約不履行で、入浴者が排泄物処理場に汚物を捨てに行き、仕切り板につまずいて転倒	つまずき	汚い排泄物処理場の仕切り板	●	○	設置・管理に瑕疵 民法第717条違反	●	認容 537万円	100%	0%	一審福島地裁白川支部H15年6月3日・2003平成13年(ワ)第17号
37	病院棟棟5階トイレ前通路	タクシー運転手・68歳・男	病院	5階トイレ前で転倒していた原告に記憶違い、目撃者なく、概要不明	不明	原告に記憶がない	●	○	瑕疵なし(設置管理)法令違反なし	●	棄却	0%	100%	一審東京地裁H14年5月17日・2002平成13年(ワ)第13363号
38	病院1階会計課前の通路	原告・死亡老女相続人9名	病院	老女転倒事故の死亡後1年経過後の訴訟、事故記録に不審な点なし	つまずき	パーテーションロープ(構造物)	●	○	瑕疵なし(設置管理)法令違反なし	●	棄却	0%	100%	一審東京地裁H24年11月20日・2012平成23年(ワ)第12409号

(注1) 転倒事故発生場所の施設類型: 「商業施設(店舗、温浴、遊戯施設等)」「道路施設」「公共施設」「住宅施設」「医療施設」の5に類型化した。
(注2) 転倒事故の転倒パターン: すべり、つまずき、踏み外し、外力(押す力)など。
(注3) 転倒事故の起因物: 転倒事故を引き起こしたものの、例えば、段差、窪み、床面の水、凍結した路面など。
(注4) 法令(「民法」「国語法」): 「民法」は民法法、「国語法」は国語法を表す。
(注5) 一部認容、*: 裁判の審理開始以前又は審理中に被告が原告に損害賠償金額を上回る治療費などを支払っていた場合、判決は棄却であっても実質は一部認容判決なので、このように表記した。
(注6) 転倒事故の責任: 責任あり: ● 責任なし: ○

(3) 公共公益施設の転倒事故の特徴

公共公益施設の転倒事故 5 件を転倒パターンで分けると、すべり 2 件、踏み外し 2 件、不明 1 件であった。

中学校の結露した廊下ですべり遊びを強要された中学生が転倒した事案 No. 26 では、遊びを強要した中学生及び親権者には民法第 709 条による不法行為があったこと、結露した廊下の施設管理者である地方公共団体には国家賠償法 2 条 1 項の施設の設置・管理の瑕疵があったことを裁判所が事実認定し、原告には過失はなかったとして、4568 万円の賠償を命じる認容判決となった。

一方、保養所客室の出入口の床と通路との段差を踏み外した事案 No. 27 では出入口に踏み台がなかったことなどを施設の設置・管理の瑕疵と認定し、原告にも過失があったとして、82 万円の賠償を命じる一部認容判決となった。また、視覚障害者が庁舎玄関前の階段を踏み外した事案 No. 28 では点字ブロックやすべり止めシートがなかったことを施設の設置・管理の瑕疵とし、原告にも白杖を使用しないなどの過失があったとして、105 万円の賠償を命じる一部認容判決となった。

(4) 住宅施設の転倒事故の特徴

住宅施設での転倒事故は、つまずきによる 4 件のみであった。賃貸マンションの住人が 2 階の踊り場のコンクリートが剥離した段差につまづいた事案 No. 31 では、施設の管理の瑕疵を認め、原告もサングラスを掛け大きな箱を抱えていたとして、37 万円の賠償を命じる一部認容判決となった。夜間歩行中に犬走部に置かれた植木鉢につまづいた事案 No. 32 でも施設の管理の瑕疵を認め、原告にも過失があったとして、92 万円の賠償を命じる一部認容判決となった。ただ、緊急停止したエレベータと床の段差につまづいた事案 No. 34 のように、建築基準法と旧施行令違反がないことを理由に、訴えの根拠がないとして棄却判決となった事案もある。

なお、民事裁判例には住宅施設での転倒事故事案が少ないという特徴がある。その理由は、住宅専用部での転倒事故は通常の場合、被害者(原告)と施設管理者(被告)が同一人物であるため、裁判所が提訴を受理しないからである。

(5) 医療介護施設の転倒事故の特徴

医療介護施設の転倒事故 4 件を転倒パターンで分けると、つまずき 2 件、外力 1 件であった。

子供が誤って把手を掴んだことでスイッチが入り、閉まり始めた防火扉に押されて入院中の高齢女性患者が転倒した事案 No. 35 では、システムの設計不良の可能性もあり、施設の設置・管理の瑕疵を認め、原告の過失はなかったと事実認定して、2010 万円の賠償を命じる認容判決となった。また、介護施設運営者が排泄物処理を怠ったため、高齢の入所者が自ら排泄物処理場に捨てに行き、暗い排泄物処理場の仕切り板につまづいて転倒した事案 No. 36 では、施設管理者の契約不履行及び施設の管理の瑕疵を認め、原告の過失はなかったと事実認定して、537 万円の賠償を命じる認容判決となった。

4.2 高齢者の転倒事故の特徴

高齢者による転倒事故の訴訟件数は、民事裁判例 38 件のうち 11 件(約 30%)であった。その事故態様を見ると、11 件とも歩行中の転倒事故であったが、うち 1 人は後遺障害等級 3 級の高齢者であったが杖を使つての歩行が可能で、残りの 10 人は健常高齢者であった。

施設類型別の転倒事故の発生場所は、商業施設が 4 件(No. 1, 2, 4, 12)、医療介護施設が 4 件(No. 35, 36, 37, 38)あり、住宅施設は 2 件(No. 31, 34)、公共公益施設は 1 件(No. 27)、道路施設は皆無であった。

商業施設の 4 件中 3 件の転倒事故は施設管理者に瑕疵があったとされ、損害賠償請求の認容率が平均を上回った。そのうちの 2 件(No. 1, 4)は高齢者が床面の油污れ、落ちていたアイスクリームに滑って転倒した事案で、施設管理者の責任を問われた事案であった。

医療介護施設での転倒事故 4 件は医療行為中・介護サービス中の事故ではなく、高齢者が一人になった時間帯の事故であった。そのうち、入院患者が夜間に病院内のトイレの前で転倒した事案 No. 37 と来院して受診・精算後に歩いていて転倒した事案 No. 38 は、施設管理者である病院に管理責任はないとして棄却判決となったが、後遺障害のある入院患者が歩行中に防火扉に押されて転倒した事案 No. 35 と介護施設で自分の汚物を捨てに行つた入所者が汚物処理場で転倒した事案 No. 36 では施設管理者の責任が問われた。

高齢者の転倒事故 11 件の認容率は 63%で、民事裁判例 38 件の認容率 55%と比べて若干高くなっていたが、表 4 に示すとおり、商業施設の認容率が 75%と高かったことによる。

表 4 施設類型別の高齢者の転倒事故 11 件の特徴

施設類型	転倒事故の民事裁判例 38 件						計	認容率	
	高齢者の転倒事故の民事裁判例 11 件					計			認容率
	認容	一部認容	棄却	計	認容率				
商業施設	1 件	2 件	1 件	4 件	75%	18 件	55%		
道路施設	0 件	0 件	0 件	0 件	—	7 件	57%		
公共公益施設	0 件	1 件	0 件	1 件	100%	5 件	60%		
住宅施設	0 件	1 件	1 件	2 件	50%	4 件	50%		
医療介護施設	2 件	0 件	2 件	4 件	50%	4 件	50%		
合計	3 件	4 件	4 件	11 件	63%	38 件	55%		

4.3 施設管理者の責任が問われた転倒事故の事案

(1) 施設管理者の責任が問われる転倒事故原因の分類

施設管理者の責任が問われた転倒事故の原因は民法第 717 条(土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)に基づき、「施設の設置・管理の瑕疵」、「施設の管理の瑕疵」のいずれかに分類できる。

施設の設置・管理の瑕疵は転倒事故の原因の調査中に施設の管理の瑕疵とともに施設の設計・施工の設置の瑕疵が明らかになった事案で、民事裁判例 38 件のうち 9 件あった。また、施設の管理の瑕疵には施設の補修の放置、施設の清掃不備、不適切な施設運営(通路の管理不備、介護施設の不適切管理)などの事案があり、民事裁判例 38 件のうち 12 件あった。

(2) 施設の設置・管理の瑕疵があった事案

施設の設置・管理の瑕疵があった事案は 9 件(No. 2, 7, 8, 10, 21, 26, 27, 28, 35)あった。事案 No. 2 は自動ドアに安全装置がないこと、事案 No. 7 は仮設バリケードを突然に設置したこと、事案 No. 8 はスロープの傾斜角度が法令違反、事案 No. 10 は材料選定ミス、事案 No. 21 は施工不良、事案 No. 26, 27 は設計時の配慮不足、事案 No. 28 は施工ミス、事案 No. 35 は防火扉の設計ミスがあったなどが判決文から判断できる。

(3) 施設の管理の瑕疵があった事案

施設管理者が転倒事故の責任を問われた「施設の管理の瑕疵」は 12 件あり、施設の補修放置 4 件、清掃不備 4 件、不適切な施設運営 4 件

があった。

①施設の補修放置の瑕疵

施設の補修放置の事案 4 件(No. 19, 20, 22, 31)は、いずれも施設管理者が公的機関であり、事案 No. 19, 20 は歩道の鉄蓋、側溝蓋の劣化、事案 No. 22 はバス停の道路の窪み、事案 No. 31 は賃貸マンションの踊場のコンクリート剥離などの放置が転倒事故の原因とされた。

②施設の清掃不備の瑕疵

清掃不備の事案 4 件(No. 1, 3, 4, 5)のうち、事案 No. 1 は通路の油污れの清掃の不備、事案 No. 3 はコンビニ店の床の水拭きの不備、事案 No. 4 は通路に落ちたアイスクリーム、事案 No. 5 日本酒を放置して転倒事故が起きた。なお、事案 2 件(No. 1, 4)は高齢者の転倒事故であった。

③不適切な施設運営の瑕疵

不適切な施設運営とされた事案 4 件(No. 6, 9, 32, 36)には共通する瑕疵はなく、事案 No. 6 は店舗入口の足拭きマットの外注管理の瑕疵、事案 No. 9 は来店客の場内管理の瑕疵、事案 No. 32 は通路の管理の瑕疵、事案 No. 36 は介護施設の入所者との契約不履行などの瑕疵が原因で施設管理者の責任を問われた事案であった。

5. 結論

本研究は、転倒事故の民事裁判例 38 件を収集、分析して、施設の設置・管理の瑕疵により施設管理者の責任が問われた案件が過半数を占めていたこと、そのうちの高齢者の転倒事故 11 件でも施設の設置・管理の瑕疵により施設管理者の責任が問われた案件が過半数を占めていたことを明らかにした。また、施設類型別の転倒事故の特徴として、転倒事故の半数以上を占める商業施設では清掃の不備などによるすべり事故が多く、道路施設では経年劣化などによる補修対応の不備によるつまずき事故が多かったことを明らかにした。

このうち、高齢者の転倒事故は、その他の年齢層の事故と比べて認容率がやや高い傾向が見られ、特に商業施設では清掃の不備による転倒事故、医療介護施設では高齢者が一人になった時間帯の事故であった。このことは、高齢者の転倒事故防止のためには高齢者の筋力強化トレーニングや注意喚起の実施だけでは不十分であることを示している。

なお、住宅施設では共用空間におけるつまずき事故だけであったが、東京消防庁などの救急搬送データで最も多い住宅専用部での転倒事故は民事裁判の対象になりにくいことに留意する必要がある。

民事裁判例で施設管理者の責任が問われた事案は、施設の管理、すなわち補修対応や清掃等の管理に瑕疵があった事案が過半を占めたが、設計・施工にも瑕疵があった事案も決して少なくはなかった。

また、施設管理者の責任が問われた事案はすべての施設類型で見られ、高齢者の転倒事故でも損害賠償請求が認められた事案も少なくないことから、設計・施工段階から転倒防止について十分に留意する必要がある。

参考文献

1)Kose, S., et al.: EXPERIMENTAL DETERMINATION OF MINIMUM DIMENSIONS OF GOING AND RISE NEEDED FOR SAFETY ON STAIRS – Safety requirements of stairs during traverse Part 1 –, Journal of architecture, planning and environmental (Transactions of AIJ), No. 356, pp24-29, 1985.10 (in Japanese)

古瀬敏, 遠藤佳宏, 宇野英隆: 安全性より見た階段の踏面・蹴上の最低寸法について, 日本建築学会計画系論文報告集, No. 356 pp. 24~29, 1985. 10

2)Kato, M., et al.: CLASSIFICATION OF HANDRAILS FROM THE VIEWPOINT OF HUMAN ACTION AND MEASUREMENT OF HUMAN FORCE APPLIED TO HANDRAILS DURING ACCIDENTAL TUMBLING: Experimental study on the strength evaluation method of installed handrails on wall in dwellings (1), Journal of architecture, planning and environmental (Transactions of AIJ), Vol.69, No.584, pp27-33, 2004.10 (in Japanese)

加藤正男, 八藤後猛, 野村歆, 布田健, 直井英雄: 動作・行為から見た手すりの分類および手すりにかかる人の転倒時荷重の計測-住居内壁付け手すり取付け強度の定量的評価法に関する実験研究(1)-, 日本建築学会計画系論文集, Vol. 69, No. 584, pp. 27~33, 2004. 10

3)Imaeda, S., et al.: CHARACTERISTICS OF FALL PLACES AND INJURIES IN OMUTA CITY BY ANALYZED AMBULANCE DISPATCH DATA 2016, Journal of architecture, planning and environmental (Transactions of AIJ), Vol.84, No.759, pp1077-1087, 2019.5 (in Japanese)

今枝秀二郎, 大月敏雄: 2016 年救急活動記録票の分析による福岡県大牟田市での転倒発生場所と受傷事例の特徴, 日本建築学会計画系論文集, Vol. 84, No. 759, pp. 1077~1087, 2019. 5

4)Kim, H., et al.: STUDY ON THE ACCIDENTS OCCURRING IN THE WELFARE INSTITUTE, For elderly people in Japan and Korea, Journal of architecture, planning and environmental(Transactions of AIJ), Vol 63, No.507, pp119-125, 1998.5 (in Japanese)

金絃允, 八藤後猛, 野村歆: 高齢者福祉施設内における日常災害の現況把握のための調査研究-日本・韓国を対象として, 日本建築学会計画系論文集, Vol. 63, No. 507, pp. 119~125, 1998. 5

5)Miura, K., et al.: EFFECT OF TYPE OF FLOOR ON THE RISK OF FALLS AND FRACTURE IN NURSING HOME FOR THE ELDERLY, Journal of architecture, planning and environmental (Transactions of AIJ), Vol 79, No.698, pp883-890, 2014.4 (in Japanese)

三浦研: 特別養護老人ホームの床が転倒・転落骨折に及ぼす影響, 日本建築学会計画系論文集, Vol. 79, No. 698, pp883-890, 2014. 4

6)砺波匡, 小野久美子: 日常生活時における建物内での事故についてのアンケート調査(その1) 個人属性と事故状況の実態分析, 安全工学シンポジウム講演予稿集, pp. 239~242, 2007. 7

7)辻岡信也, 本城勇介, 吉田郁政: 建設技術者が把握すべき民法上の責任概念に関する一考察, 土木学会第 61 回年次学術講演会, 1-519, pp. 1035~1036, 2006. 9.

8)望月浩一郎: 建物の構造・管理に起因する転倒・転落事故の紛争事例の動向, 日本転倒予防学会誌, Vol. 1, pp. 23~29, 2014. 6.

9)岡村輝久: 病院における転倒・転落-事故の法的責任-, 国立医療学会誌「医療」, Vol. 60, No. 1, pp. 10~11, 2006. 1

[2020年2月4日原稿受理 2020年4月20日採用決定]